

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

（個別項目）

a. 企業間の連携（オープンイノベーション、M&A等の事業承継支援 等）

弊社は、ファッションのデジタル化における豊富な知見をアパレル業界に提供し、これまでにない新たなファッション市場の構築を目指しています。さらに、2028年頃に訪れると予測されている空間コンピューティング時代において、衣服のあり方を再定義します。このために、アパレル企業のみならず、エンターテインメント企業や広告関連企業とも連携し、社会に新たな自己表現とイノベーションの場を提供することを目指します。

b. IT実装支援（共通EDIの構築、データの相互利用、IT人材の育成支援、サイバーセキュリティ対策の助言・支援 等）

弊社は、アパレル企業が製造工程で生産している衣服の3Dデータを活用し、実物生産に利用するだけでなく、その3Dデータをデジタルファッションとして販売し、ARやVRで着用できるプラットフォームを提供することで、アパレル業界のDX（デジタルトランスフォーメーション）を支援します。また、生成AIを活用してオープンソースの衣服3Dモデルを提供することで、3Dモデルの製作が難しい中小アパレル企業や、これからアパレル事業を展開しようとする事業者をサポートします。

c. 専門人材マッチング

弊社は、3DCG制作における専門知識を有するクリエイターや制作チームと協業しており、これからデジタルファッション事業を展開したい事業者これらの専門人材を提供します。これにより、事業者とのリレーション構築を図り、デジタルファッション分野の発展を支援します。

d. グリーン化の取組（脱・低炭素化技術の共同開発、省エネ診断に係る助言・支援、生産工程等の脱・低炭素化、グリーン調達 等）

AR技術を活用して現実世界でデジタルファッションを着用できるプラットフォームを展開します。このプラットフォーム内の利用データを事業者提供することで、実際に生産する衣服の需要予測を行い、ファッション業界が抱える大量廃棄の問題に対処します。また、2028年頃に向けてこのプラットフォームがファッションインフラとして活用された際は、実際の衣服は環境適用の機能に対応し、自己表現や嗜好としての機能はデジタルに置き換えることを目指し、ひいては衣服の低炭素化を図ります。

2. 「振興基準」の遵守

親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、下請事業者と少なくとも年に1回以上の協議を行うとともに、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者における労働条件の改善が可能となるよう、十分に協議して決定します。その際、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」に掲げられた行動を適切にとった上で決定します。また、原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指します。なお、取引対価の決定を含め契約に当たっては、契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②手形などの支払条件

下請代金は可能な限り現金で支払います。手形で支払う場合には、割引料等を下請事業者の負担とせず、また、支払サイトを60日以内とするよう努めます。

④知的財産・ノウハウ

「知的財産取引に関するガイドライン」に掲げられている「基本的な考え方」や、「契約書ひな形」を踏まえて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

⑤働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、下請事業者に取り上り一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. その他（任意記載）

約束手形の利用の廃止に向けて、大企業間取引も含め、現金払いや電子記録債権への移行に取り組めます。

2024年7月1日

株式会社 harmony

代表取締役 原島篤史

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。